

岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会について

1 趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続くなかで、感染の防止と学びの保障を両立する教育施策の推進について緊急に検討するため、有識者と教育関係者による「岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会」を設置

2 検討事項**(1) 休業中の児童生徒に対する学習支援の現状と課題について**

- 県立学校におけるオンライン授業等の実施状況と課題
- 小中学校（公立）における学習支援の取組状況と課題
- 私立学校における取組状況と課題

(2) 休業期間が更に長期化した場合の対応策について

- 長期化を踏まえた学習支援のあり方
- 進学・受験を控えた児童生徒への対応
- 児童生徒の心のケア

(3) 学校再開に備えた学校の体制整備のあり方について

- 授業実施体制（卒業、受験、進学などを含む）
- 9月入学制について

岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、感染の防止と学びの保障を両立する教育施策の推進について、専門的な見地から助言を得るため「岐阜県新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会（以下「教育推進協議会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第2条 教育推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 休業中の児童生徒に対する学習支援の現状と課題について
- (2) 休業期間がさらに長期化した場合の対応策について
- (3) 学校再開に備えた学校の体制整備のあり方について
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 教育推進協議会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、令和2年5月1日から前条の検討事項について検討が終了するまでの間とする。

(座長)

第4条 教育推進協議会に座長を置く。

- 2 座長は、知事が選任する。
- 3 座長は、教育推進協議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 座長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 教育推進協議会の招集は、知事が行う。

- 2 知事は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 教育推進協議会は、非公開で行うものとする。

(委員の義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 教育推進協議会の庶務は、岐阜県教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、教育推進協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症 教育推進協議会 委員

	氏 名	所属等
【座長】学識経験	松川 禮子	岐阜女子大学学長
学識経験	益子 典文	第3次県教育ビジョン策定委員会委員長 (岐阜大学教授)
経済界関係	小川 信也	(一社) 岐阜県経営者協会会長 (太平洋工業(株) 代表取締役社長)
教育委員会	安福 正寿	岐阜県教育長
	早川 三根夫	岐阜県都市教育長会会長 (岐阜市教育長)
	名取 康夫	岐阜県町村教育長会会長 (北方町教育長)
県立学校関係	折戸 敏仁	岐阜県高等学校長協会会長 (岐阜高等学校 校長)
私学関係	下屋 浩実	岐阜県私立中学校高等学校協会会長 第3次県教育ビジョン策定委員会委員 (高山西高等学校 校長)
学校保健関係	河合 直樹	岐阜県学校保健会会長
市町村長	浅野 健司	岐阜県市長会会長 (各務原市長)
	岡崎 和夫	岐阜県町村会会長 (池田町長)
岐阜県 新型コロナウイルス 感染症専門家会議	村上 啓雄	岐阜大学名誉教授 岐阜大学医学部附属地域医療医学センター・ 特任教授
	竹内 治彦	岐阜協立大学学長